２０１８年度アテンダンスルールについて

Ⅰ　規程抜粋

|  |
| --- |
| 公益社団法人 都城青年会議所　会員資格規程  第４条（会員資格に関する事項）  ２．  （３）全国会員大会等、総務担当委員会が認める行事に参加した場合は、それぞれ１回の例会出席に代えることができる。  （５）例会当日後６０日以内に他青年会議所の例会に出席し、所定の書類を持ち帰った時、又は総務担当委員会が認める行事に参加した場合はアテンダンスを認める。 |

Ⅱ　規程補足

１　アテンダンスの対象となる欠席について

２０１８年度は、現実に例会に参加した者（ただし、遅刻者及び早退者を含む。）に限り、「例会の出席」（運営規程４条１項）として認めている。

したがって、例会出席表に氏名を記載するのみで、例会に一切参加しない者は欠席として取り扱われる。

もっとも、担当委員会委員長がやむを得ない事由と認める場合であり、かつ、事前に届出を行った（運営規程４条５項）欠席については、アテンダンス対象の例会として取り扱う。

２　アテンダンスルール

①　先取り可能な場合

会員資格規程４条２項３号に記されている大会参加については、先に例会を欠席した場合だけでなく、大会参加後の例会欠席も補填する（先取り可）。

２０１８年度の具体的な対象大会は以下のとおりであり、出席判定は総務担当委員長が行う。

* + - 京都会議（青少年育成委員会）
    - ＪＣＩ－ＡＳＰＡＣ「鹿児島」（特別渉外委員会）
    - 宮崎ブロック大会「延岡」（事務局）
    - サマーコンファレンス「横浜」（指導力拡大委員会）
    - 九州地区大会「天草」（みらいのまち創造委員会）
    - 全国大会「宮崎」（総務ブランディング委員会）
    - 世界会議「ゴア」（事務局）

➁　先取り不可の場合

会員資格規程４条２項５号に記されているアテンダンスについては、例会欠席後６０日以内の補填のみ有効とする（先取り不可）。例えば、他青年会議所の例会への参加は、それ以降の例会欠席のアテンダンスとしては認めない。

２０１８年度の具体的な対象例会・事業は以下のとおりであり、出席及びアテンダンス要件該当性の判断は総務担当委員長が行う。

* + - 公益社団法人日本青年会議所総会（事務局）
    - 盆地まつり（指導力拡大委員会）
    - 第３５回いきいき大淀川クリーン大作戦（青少年育成委員会）
    - きりしまんぢだジュニアトライアスロン大会（青少年育成委員会）
    - 焼肉カーニバル（経営力実践委員会）
    - 島津発祥まつり（みらいのまち創造委員会）
    - 北蔚山青年会議所訪問（経営力実践委員会）
    - 他青年会議所の例会（例会に参加したＬＯＭの理事長又は柳田理事長より、ネームプレートの裏に日付と署名を記載していただくようにする。）
    - 日本・地区・ブロック協議会が実施する事業、及びその他、総務ブランディング委員会が対象と認める事業（柳田理事長より、ネームプレートの裏に日付と署名を記載していただくようにする。）